

# 政治活動用事務所に使用する立札及び看板の類について

令和3年2月現在

## 1 交付申請等の提出書類について

### (1) 公職の候補者等

|           | 提出様式    | 添付書類                    | 備考                         |
|-----------|---------|-------------------------|----------------------------|
| 新規の交付申請   | 証票交付申請  | 掲示場所の位置図<br>※住宅地図の写しでも可 |                            |
| 掲示場所の変更   | 掲示場所変更届 | 掲示場所の位置図<br>※住宅地図の写しでも可 |                            |
| 紛失等による再交付 | 証票再交付申請 | 掲示場所の位置図<br>※住宅地図の写しでも可 | 紛失・盗難の場合は警察署に遺失届を提出してください。 |
| 返却        | 証票返却届   |                         | 返却する証票を持参してください。           |

### (2) 後援団体

|           | 提出様式    | 添付書類   | 備考                         |
|-----------|---------|--|----------------------------|
| 新規の交付申請   | 証票交付申請  | 掲示場所の位置図<br>※住宅地図の写しでも可<br>政治団体設立届の写し<br>政治団体の規約 |                            |
| 掲示場所の変更   | 掲示場所変更届 | 掲示場所の位置図<br>※住宅地図の写しでも可                          |                            |
| 紛失等による再交付 | 証票再交付申請 | 掲示場所の位置図<br>※住宅地図の写しでも可                          | 紛失・盗難の場合は警察署に遺失届を提出してください。 |
| 返却        | 証票返却届   |  | 返却する証票を持参してください。           |

## 2 立札及び看板の類の規格 【公職選挙法第143条第17項】

縦150cm、横40cm以内（注：足も含む。）

## 3 立札及び看板の類の数 【公職選挙法第143条第16項第1号】

### 【公職選挙法施行令第110条の5第1項第6号】

公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて、次の枚数以内

| 選挙の種類 | 公職の候補者等 | 後援団体 |
|-------|---------|------|
| 市長    | 6枚      | 6枚   |
| 市議会議員 | 6枚      | 6枚   |

## 4 立札及び看板の類の表示 【公職選挙法施行令第110条の5第4項】

選挙管理委員会の定めた『証票』を表示しなければならない。

5 証票の様式等 【長岡市公職選挙法等執行規程第13条別記14号様式】

(1) 様式

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 政治活動用事務所   |                      |
| 区分         | <input type="text"/> |
| 番号         | <input type="text"/> |
| 長岡市選挙管理委員会 |                      |

(2) 規格等

|    | 公職の候補者等              | 後援団体                 |
|----|----------------------|----------------------|
| 規格 | 縦4.0cm、横6.0cm以内      | 縦4.8cm、横7.0cm以内      |
| 形状 | メタル板<br>(くぎ止め及びのり付け) | メタル板<br>(くぎ止め及びのり付け) |
| 地色 | 黒色                   | 青色                   |

(3) 区分

| 選挙の種類 | 公職の候補者等 | 後援団体 |
|-------|---------|------|
| 市長    | E 1     | E 2  |
| 市議会議員 | F 1     | F 2  |

(4) 番号

各区分ごとに一連番号とし、1組6枚で同番号

6 実例等

- (1) 「事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの」と定められているので、事務所でない場所、たとえば畑の中とか空き地などに立てることはできない。また、名目上は事務所といっても事務所の実態がないところに掲示することもできない。
- (2) 単なる事務連絡の取り次ぎ的な場所（連絡所）は政治活動用の事務所とは言えないので、当該連絡所には立札、看板の類を掲示できない。  
(したがって、「〇〇〇後援会連絡所」の記載は好ましくない。)
- (3) 規格内であれば縦長又は横長どちらでも良い。
- (4) 両面使用は、数の規制の上では2枚として計算される。  
(したがって、証票は両面に付けなければならない。)
- (5) 事務所の入口の扉を利用し、規格内の枠を設けて事務所用立札、看板の類として使用できる。
- (6) 「市議会議員選挙立候補予定者〇〇〇事務所」と記載することは、選挙運動にわたるものと判断されるので違法となる。
- (7) 現職の議員が、「市議会議員〇〇〇事務所」と記載することは差し支えない。
- (8) 候補者等の氏名を冠した名称の後援団体が、選挙期間中、証票を付けた事務所用立札、看板の類を新たに掲示又は移動することはできない。

(法146条・201条の13の関連)